

深浦町自主避難所開設・運営要領

(目的)

台風が深浦町に接近する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される状況において、避難勧告等の発令には至っていない場合に、自主的に避難を行おうとする町民に対し、自主避難所を開設して町民の安心・安全に寄与することを目的とする。

(計画の位置づけ)

「深浦町自主避難所開設・運営要領」(以下、「本要領」という。)は、深浦町が自主避難所を開所する場合の要領について定めるもので、避難勧告等発令時の深浦町避難所運営マニュアルとは別に、本要領により取り扱うものとする。

(自主避難所について)

1 自主避難所の定義

自主避難所は、青森地方気象台発表の気象警報等発表の前であっても、台風の接近する可能性や各種気象警報等発表の可能性があり、自主避難を希望する町民がいる場合、又は、町が自主避難所の開設が妥当と判断した場合に、避難希望者を対象に一時的に開設するものである。

2 開設する自主避難所

自主避難所は、通常、深浦町地域防災計画に定める指定避難所(指定管理者のいる各地区集会所等)とする。

町民の自主避難行動を促す必要がある場合等、特に、町長の判断で開設する場合は北金ヶ沢総合防災センター、町内小・中学校、町民体育館・武道館、深浦公民館、深浦町役場文化ホール、岩崎支所(ふれあいと創造の館)の中から指定する。

(自主避難所の開設・閉鎖の判断及び条件について)

1 町民からの要望による開設

自主避難所は、町民から自主避難したい要望があり、妥当な気象条件等と認める場合に町長の判断によって要望者の居住地区又は近傍地区に開設し、希望が無い地区は開設しない。

2 町民からの要望が無い場合での開設

町民の自主避難の要望者が無い場合であっても、気象状況や他県・他市町村の災害状況等から勘案して、早めの自主避難が必要であると町長が判断した場合にも開設することがある。

(自主避難所の開設・運営要領)

1 台風の接近に伴う自主避難所の開設要領

台風の接近・上陸が明らかな場合において、強風・暴風域に入る予測時間の概ね4時間前を目途に、町は防災行政無線によって「自主避難を希望する場合は、役場又は各自治会長へ連絡すること。」とする放送及び同種内容の文章をHPに公開し、自主避難の要望があった場合、町長の判断によって自主避難所の開設を決定し、強風・暴風域に入る予測時間の約2時間前までに、希望者のある各自治会毎に自主避難所を開設する。

なお、強風・暴風域に入る予測時間が日没～翌朝となる場合は、日没前に自主避難所を開設する。

自治会長は、自主避難者があった場合、避難世帯、避難者数を役場総務課へ通報する。

2 豪雨・長雨に対する自主避難所の開設要領

土砂災害警戒区域内に位置する町民から、役場又は自治会長へ自主避難の申し出があった場合、役場が自主避難先を土砂災害警戒区域外に位置する指定避難所又は町有施設(公民館、北金ヶ沢防災センター等)の中から自主避難所として指定し、避難所在の自治会の協力を得て開設する。

自治会長は、自主避難者があった場合、避難世帯、避難者数を役場総務課へ通報する。

3 自主避難所への職員の配置

自主避難所が開設された場合は、各自主避難所へ職員を1名以上配置する。

4 自主避難中に避難勧告等が発令された場合

自主避難の間に、避難勧告等が発令された場合は、引き続き深浦町地域防災計画避難所運営マニュアルに基づく指定避難所としての運営に移行する。

5 自主避難所の閉鎖について

自主避難所の閉鎖については、青森地方気象台発表の気象警報等の解除、被害状況を収集し、異状がないことを確認後、町長が閉鎖することを決定する。

(自主避難希望の受付について)

1 自主避難を希望する者は、原則として8時30分～17時までに、役場又は居住する地区の自治会長までに行うものとする。連絡を受けた自治会長は、速やかに役場へ連絡をする。

2 自主避難を希望する者は、住所、氏名、連絡先、希望避難先、避難開始希望時間等を連絡し、相互に調整するものとする。

(自主避難者の移動に伴う責任について)

自主避難時及び退所後の移動手段、安全確保については、避難者自らの責任において行動するものとする。

(自主避難所の利用時間について)

自主避難所の開所から閉所までとする。入所時刻は、夜間避難の危険性を避けるため、原則的に日没までに入所するものとする。ただし、真に危険と判断する場合はこの限りでない。

(町民への周知)

1 平素の周知

町民広報誌、町公式HPへ自主避難所の開設要領、利用心得等を示し広報する。

2 自主避難希望者への案内

町内全域の防災行政無線及び町公式HPで、自主避難を希望する場合に役場又は自治会長へ問い合わせるよう周知する。

3 開設決定後の周知

自主避難所開設を決定した場合は、問い合わせ者に対し直接電話連絡するとともに、開設する地区の防災行政無線及び町公式HPで、開設場所、日時、利用時の心得等を伝えるものとする。閉鎖時も概ね同様とする。

(自主避難所利用時の心得)

1 町からの食料品・日用品等の提供はしませんので、予め各自1日分程度の食糧・水、携帯ラジオ、スマートホン等の情報端末、着替え・タオル等の必要品を準備の上、避難所へ入所してください。

2 避難に車両を利用する場合は、自主避難所の敷地内に他の利用者に迷惑が掛からないよう駐車してください。周辺の道路等への駐車は禁止します。

3 避難所内は禁煙とし、酒類の持ち込み、ペットの同伴も禁止します。

4 利用者は、自主避難所利用者名簿に必要事項を記入してください。

5 避難場所として指定した部屋、備え付けのテレビ、トイレ、洗面所以外の使用はご遠慮ください。避難生活に必要なない備品等の使用もしないでください。個人から発生したゴミは必ず持ち帰りしてください。

6 災害時要配慮者の方がおられる場合、状況によって健康な方は部屋又は位置の移動をお願いすることがあります。予めご承知ください。

7 自主避難所での質問などは、避難所の配置職員・不在時は役場へお尋ねください。

この要領は、平成30年9月25日から施行する。